

平成29年度第1回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 平成29年8月10日(木)

招集場所 米子市役所 401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員
5番 遠藤泰三委員 7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員
11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長) 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員
16番 中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員
19番 吉澤一誠委員

欠席農業委員 6番 大太勇三委員 8番 木村美紀委員 15番 種崎雄幸委員

出席農地利用

最適化推進委員 影嶋六郎委員 小林秀美委員 本池実委員

事務局 池口事務局長 宅和事務局長補佐 河野主幹 山本主幹 高田主幹 高橋農林課長

日 程 1 農地法各条申請地現地調査

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について

エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答

について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時27分

議長（高西会長）

暑い中、ご苦労さまでした。現地調査、急なお客さんがありまして、欠席して申し訳ありませんでした。今日は第1回総会ですが、関係推進委員さんは田邊さんと。

事務局（宅和事務局長補佐）

田邊委員からは欠席の連絡がありました。

議長（高西会長）

お三方が何ですと、他の方は傍聴はなしということで、多分2回以降もこういう具合になるかなと思っております。この前も、前期の委

員さんに農地法に基づく申請がなかったら、推進委員さんは総会に1年間に1回も出られない場合もあり、それが本当にいいだろうかというのを問いかけたのですけど、色々なことがありまして、「会長、わたしたちを信用しないのか」とか「新しい者に任せれば良い」とありましたが、本当は第1回の総会からスムーズに行くようにと思っておりまして、あんまり強引に進めても、皆さんの協力が得られないと思って、「わかった」ということで今日になったわけですが、推進委員さんについては、これからいろいろな機会を設けて、皆さんにしっかり勉強して頂きますけども、色々な関係から講師を呼んで、勉強して頂いて、理解して頂いてですね、農家に寄り添ってお世話を願わないけんあと思っておりますけれども、国が去年の4月1日から新しい農業委員会法に変えまして、新しい委員さんはわからないかも知れませんが、留任された委員さんはよくわかると思いますが、「農業委員も推進委員も対等だ」ということを国も言っていますが、現実には、農業委員会の下に推進委員があるような結果になっておりまして、「おかしいじゃないか」ということをわし、国の職員に出会ったときにも言いますし、東京に行った時も鳥取県から出ておられる国会議員にも言ってですね、実際にこれからやってみて色々問題があると思うけども、それは必要なら、法の改正をしたりして、仕事がしやすいような組織にしていただかないといけないと。今の状態では、推進委員さんの、例えば米子市は22人ですけど、鳥取市は米子市の倍くらいおられる。鳥取市も「推進委員を誰にまとめてもらえば」と。しかもですね、報酬は農業委員の会長、副会長の報酬じゃなくして、一般の農業委員と同じで、米子市でいえば27,500円ということで、そういうことで費用も出さん、誰がまとめるのか22人を、人をまとめるということは大変なことだ。何かするときは、どんなふうに誰にお願いするのか、まあ局長にですね、「現実に考えてみてほしい」と話したのですが。それで、経済部長と農林課長と意見交換をしまして、近い内に運営委員さんと市長を交えてと思っていたのですが、中々市長も時間が取れないようで、「会長が言うておられるように四半期ごとというのはちょっと無理かもわからないから、四半期ごとであったら、経済部長と農林課長ということで、年2回か3回ということで、市長との意見交換だということで考えてほしい」ということのでございました。「まあ、わかりました」とそれをまた、運営委員さんを交えて意見交換をいい方法でやりたいと思います。それから、推進委員さんの委員長、副委員長というのか会長、職務代理というのかよくわかりませんが、「とにかく、農業委員会の会長、職務代理とその世話をする人は一緒な報酬にしてほしい」ということを経済部長にお願いしてですね、「それは会長、新年度予算で考えていこうかと思います」という答えをいただいております。この前に市長とあった時も、「農業予算をしっかりと増額してほしい」ということはお願いしております。ですから、そういう中で、推進委員さんというか委員会がうまいこといのように考えていかないといけないなと思っておりますので、また相談しますけど一つよろしく申し上げます。

まずですね、本日の欠席委員は大太委員さん、これは親戚の不幸で、それから木村委員さんは仕事ということでございます。まあ仕事

の内容はわかりませんが、それから種崎委員さんが体調不良ということでございます。あの、仕事ということですけど、これは仕方ありませんが、お互い特別職になっておりますので、総会というのは急にあるわけではないですので、市議会も一緒ですけどその辺を十分に理解していただいて委員さんは出席していただきますようにお願いします。木村委員さんの方には局長からですね、よく話していただいて理解していただくようにお願いします。

推進委員さんは、田邊委員さんがこれも仕事で何ですが、田邊委員さんは古豊千で案件があったと思いますが、これは誰が説明されますか。

事務局（宅和局長補佐）

森中委員さんです。

議長（高西会長）

ああ、そうですか。田邊さんの代わりに森中委員さんが。現場のことは田邊さんに代わって説明よろしくをお願いします。

出席推進委員さんは、加茂地区の山中委員さんと福生地区の影嶋委員さん、五千石地区の小林委員さん、大篠津地区の本池委員さんです。

山中委員さんは出席の予定ですけど今現在まだ出席しておられません。そのうち来られると思いますけど。遅くなることの連絡は。

事務局（宅和局長補佐）

ないです。連絡してみます。

議長（高西会長）

そうしますと、規則によりまして、会長が議長を務めることになっておりますのでよろしくをお願いします。

まず、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（高西会長）

異議なしということで、議席番号1番の足立委員と議席番号2番の泉委員にお願いしたいと思います。

それでは、審議に入ります。初めに3ページ、議案第1号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第3条第1項の規定による許可について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局（高田主幹）

初めての委員さんもおられますので、簡単に議案と別紙で送らせてもらっている3条申請理由等の見方等について説明します。事前に送らせていただいています3条の申請理由と議案の4ページですね、ご覧いただきましてご審議いただくことになります。

それでは4ページ番号19をお願いします。番号につきましては、4月からの連番となっております。春から19件の3条許可申請があったということでございます。所在地、登記地目、登記面積はご覧のとおりでございます。その隣、譲受人の耕作面積、譲渡人の耕作面積とあります。こちらは、現在権利移動する前のそれぞれの耕作面積となっております。

それでは、内容について詳細を説明します。本件は、7名の方が相続された農地4筆について、今後すべての方が農業の意思が無く、営農の見込みがないため、ご近所に売買を相談されておりました。今回近隣で耕作されている河本さんに話があり売買を行うことになったものです。取得後の河本さんの経営面積は313アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法3条第2項各号の要件であります、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積等、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたのでご審議をお願いします。

議長（高西会長）

何か、さっきの説明でご意見、ご質問等ありませんかいね。

ちょっと、事務局に聞いてみるけどねえ。買ってことだけど、10アール当たりいくらですか。

事務局（高田主幹）

別紙申請理由のとおり、反当り〇〇円となっております。

議長（高西会長）

それから、あれ、地域の委員さんに説明してもらわないといけないですね。森中委員さんひとつお願いします。

森中委員

番号19について説明いたします。私と地区委員の田邊さんと現地調査を行いました、その結果について報告させていただきます。4筆で2枚の田であります。1枚が〇〇の1,279平方メートル。他の1枚は3筆で1,260平方メートル。合計が2,539平方メートルです。ただいま、事務局より説明がありましたが、相続人に継続して営農する意思がないために、以前から「誰か耕作してもらえんか」という相談を地元でもしておられて、今回、譲渡人に頼まれて売買で取得することになりました。きれいに耕作できる状態にあったことから、許可要件には特に問題ないと思われまますのでご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただいま、地元委員さんからの説明がございましたが、何かありませんかいね。

事務局、もう一つ聞いてみるけど、この譲渡人は、年齢はどれくらいの人ですか。若い人はおられなかったですか。

事務局（高田主幹）

若い方でしたら、40歳位の方がおられました。当初は4人に相続されまして、そこから相続した方が亡くなって、その下に降りていったという感じになります。

議長（高西会長）

突っ込んだことを聞くかも知れんけども、この中で、これ以外には自分のところで耕作している人はおられなかったですか。

事務局（高田主幹）

おられません。25アールで全てであります。

議長（高西会長）

その辺は事務局が説明してあげると、これだけ地元の人ですので、他の人に無かっただろうかと。そういうことをわかるように委員さんに教えてあげておくのは大事な事だと思う。

以上、何かありませんか。どんなことでもいいですから。

無いようでしたら、挙手を持って承認したいと思います、賛成の方、挙手をお願いします。

全員賛成ということで、この案件は承認されました。

次に第2号の農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。事務局、説明をお願いします。

事務局（山本主幹）

先程と同様に、初めての委員さんがおられますので説明させていただきます。6ページの番号42ですが、42というのは4月からの連番です。左から順にこの度申請のあった土地の所在地、現況面積は197平方メートル、細いラインの下にある68.73という数字は建築面積になっております。転用目的は一般住宅、譲受人の現在の住所、申請人の名前、譲渡人2名の現住所と名前、そして備考欄を付けております。以上です。

議長（高西会長）

そうしますと、地元委員さんに説明をお願いいたします。

大縄委員

42番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は両三柳の田で、面積は197平方メートルです。申請人は、市

内のアパートに家族4人で生活していますが、手狭になったため申請地に住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅・公共施設が連たんしている区域に隣接する区域内にある農地で、第2種農地に該当すると思われます。開発については、都市計画法第34条第11号に該当する見込みです。転用については、問題ないと思われますのでご審議お願いします。

議長（高西会長）

地元推進委員さん何か意見がありますか。

地元委員さん現在出席されておられませんので説明ができませんが、事務局と地元委員さんが説明しましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

吉澤委員

土地利用計画図をバスで配っていただきましたが、この中でまだ下水道が無いものだから、合併浄化槽だよと。それを新しく作る道路の側溝に放流すると説明がありました。道路側溝の行き先というのは、農業用水に行くのですか、それとも雨水の排水用の川に落ちるんですか。

大縄委員

排水路です。すぐ横に暗渠になっているそこに。

議長（高西会長）

あの、事務局に今までに何回も言っていますが、局長、注意しておくけど。県の農業会議の常設委員会でもいつも問題になっているけど、農業委員会で転用の許可で、審議するうえで一番大事なことは、造成をして、生活雑排水や雨水はどういう状態で放流されるのか。それが、周囲の農地に影響するのかどうか。敷地の中から外に出るときは、排水は、溜枘はどれくらいの大きさと、それは暗渠なのか明渠なのか、明渠だったらU字溝にするけど大きさはどれくらいなのか。暗渠なら排水パイプは60なのか75なのか100なのか。その辺をきちんと

しとかないけません。それで、事務局で受けるときは、それが申請のときに明記がされてなければ受けるな、それは。「こういうことをきちんとしてください」と。そげして、きちんとしたものを上程すると。何でもかんでも「はいはい」って言うてはいけんで。

事務局（池口局長）

はい。

議長（高西会長）

それで、最後は局長がよく見てそれが良い具合にしてあるかどうかいうこと。

事務局（池口局長）

はい。

議長（高西会長）

何かありませんか。

それは、改良区や関係の団体の同意はあるわけ。

（委員さんからの報告にあったとの声あり）

角委員

米川土地改良区の方では、7月6日に意見書というのを受け付けております。「農業委員会の同意がある場合は転用してもよい」との意見書を米川土地改良区は出しています。ただ、水路放流の関しては、実行組合の承認がないといけん。その辺はあるんですか。

議長（高西会長）

事務局、確認しちょうか。

事務局（山本主幹）

はい、角委員さんが言われましたとおり、実行組合長さんの印鑑をいただいて、うちの農業委員会の方に土地改良区さんと同様に提出いただいております。

議長（高西会長）

今後はなあ、その同意書をコピーして付けておいて。

事務局（山本主幹）

皆さんにということですか。

議長（高西会長）

ええ。

事務局（山本主幹）

一応、委員さんには口頭では説明していますが、添付するということですね。

議長（高西会長）

ええ。

事務局（山本主幹）

「改良区の意見書と隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意があります」と、皆さん、普段口頭で説明していただいているのですが、

それに更に添付をするということですか。

議長（高西会長）

添付をして、後で農業会議の時に説明しようと思うけども。

遠藤委員

地元委員さんが説明すればいいじゃないですか。

森中委員

ちょっとねえ、今地元の地区委員さんと農業委員さんが現地を見て、そして改良区なりあれなりの同意があるということで、説明されたわけであって、わしらがそのことについて、正式に同意があればいいとわたしは判断するのですが、それでも必要だということだと、地元の地区委員さんと農業委員さんが確認して現地調査もしてですな、問題ないと報告されるなら、それを我々は信用して審議するというところでいいと私は思うのですがどうですか。

議長（高西会長）

それは、事務局もなあ、地元委員さんもその同意書を確認しているわけですか。

事務局（山本主幹）

はい、必ず提出してもらっていますので、提出が無ければ必ず提出してくださいと。

事務局（池口局長）

事務局の方で確認しております。

足立委員

今の話はねえ、今まではそうだったけど、これからは推進委員と地区の農業委員でタッグを組んでやらないとうまくいかないよということ。どこの地区もそうですけど、全国的にそうなっているけど。そうすると、会長の立場はよく知っとかないけません。

議長（高西会長）

そうです。

足立委員

会長の立場は。そのためにも、今言われたように……。回覧すればいいが。そういうようなあれがいいと思います。

公本委員

いいですか。今の話を聞いていたら、いくらでもマニュアル化できるじゃないですか。もう、ずうっと農業委員会は続いている訳ですから。今日私は初めてですけど、非常に初歩的な会議ですね。やっぱりマニュアル化してそれぞれのところに承諾をしたか説明をしたか、○×付けて添付したら話が早いじゃないですかね。マニュアル化できるものは、どんどんマニュアル化すれば、会議はスムーズに行くような気がするのだけど、どんなものでしょうか。

議長（高西会長）

あのお、まあ、申請された人が米川土地改良区に意見を求められて、それで同意書をもらわれるが、同意書は各委員さんに一緒に添付しても問題ならんが。大山町の方で後から詳しく言いますけど、農業会議の常設審議委員会で通らなかったなんて初めてだった。会長になって3年間ですけど。ですから、きちんととおかないといけないと思って、わたし、つくづく感じて、そうして前例はこうだああって言うのと笑われるけども、前例は改めることによって進歩があるのだとね、前例にこだわることはないと思う。

井田委員

いいですか。今あの、同意書を事務局の方で預かっておられると思うのですが、森中さん言われましたけども、問題が起きたときに同意書を提示すれば、一々各委員さんにまで同意書まで付けなくてもいいと私は思いますけどね。

議長（高西会長）

皆で諮っていらんということならそうですけど。まあ、その時にまあ、皆さん回して見てもらえば、まあそういうのも一つの方法です。それから、それを議案の中に添付して配布して、支障が何かあるか、事務局。

事務局（池口局長）

一応、事務局としては皆さんに判断しやすいように、こういった理由書ということでコンパクトにまとめさせていただいて付けさせていただきます。

伊塚委員

書いてあって、もらっているので私はいいと思うのですが、一つ私は問題があると思うんです。私は同意書あるってことを聞いてねえ、確認した時があるのですが、同意書がなかったんです。騙されていたってことがあった。それと後から確認してみたらね、水の出し方や出すところが違うっていうやつもあった。だけんね、この辺の後からのフォローっていうのは、今度私どもも推進委員も大事なことだと思うのだけど、今までは図面だけを見て、本当に後からお金が足りなくて管を小さくしといて、また後から大きくしますどうのこうのあるのだけど、やっぱり問題あったら大きくするとか出て来るのですよねえ。ですから、後で確認ってことをしておかなかったことは確かなんですよ。そのことはどうかってことは気になりました。後はその辺、ここに銭は何ぼ、同意書はありますって書いてもらってる訳ですから。

議長（高西会長）

わたしのところには入っていませんでした。

森中委員

そのために、地区の委員さんや農業委員さんがおられるのでしょうか。その人が全部資料をもらって現地を見て、今、大縄委員さんが調査してみて問題ないので審議をよろしくと言われるのに、それを信用せずについてというのは、わたしは何を信用して審議するかって。

足立委員

そういう問題じゃないと思いますけど。この今日、大縄さんに一番気になったのは、大縄さんの説明で止めたんだと。農業委員会に申請をしないうちに草を摘んだんです。

大縄委員

いや、それは違います。それは、先月の申請があって、ここでやって、その後から事件が起きたもので。

足立委員

以前にもねえ、彦名で1件あったと思うですけど、ああいった事はねえ。今の話、管理が「これだったらいいわ、これだったらいいわ」って来ているのでああってしまう。

森中委員

それはなあ、足立さん。今、大縄さんが言われたのはなあ、事前着工だったのでそれで止めさせたのだという話があっただけでね。排水と全く関係ない。

足立委員

私は欲張ってねえ、大縄さんにされる前にこういうことになっているということを皆に周知しとかないけん。それを今まで何もやってないものですから、厳しさが無いもんだからこんなことが出て来ている。

議長（高西会長）

それは、その同意書が事務局に出ていれば、それをコピー取って資料の中に入れて問題ないと思う。そうで、目くじらを立ててあげじゃこげじゃって。そのために事務局に手を非常に取られるなら問題があるけど、コピーほどして付けるなら問題ないと思う。ただ皆さんが要らんって言いなあなら、採決してそれでいいけども。

森中委員

私は、個人的には要りません。地区の農業委員さんのされることを信用して審議をすればいいと思っとる。

議長（高西会長）

決まればそんなことにはならん。どの委員さんにもです。会とはそんなもんだ。自分は要らんから要らんなんて。

森中委員

いや、私は要りません。全体が要らんなんては言っていません。

議長（高西会長）

ですから、そんな事をわたしはおかしいといっています。わたしには要らんけど他の者には要るって言うのは、そんな事は。

高橋委員

すみません、全員の委員さんにその件に関して意見を言っていただいて、最終的に決を採られればいいじゃないですか。

議長（高西会長）

今、採ろうかと思ってますけども、色々意見があって……。特に第1回なものですから。それでわたしが委員さんに色々相談しとる訳です。そうしますと、同意書等をです、添付書類を議案配布するときに添付して入れてもらった方がいいという方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長（高西会長）

要らないということは、全員が要らないということですか。はい、わかりました。きちんと議事録に書いといてください。

高橋委員

いいですか。それで、土地改良区の同意や実行の同意については、地区の推進委員と農業委員には必ず確認させることさえ徹底すれば、それで問題はないと思います。

議長（高西会長）

まあ、そうすれば説明のときに、「同意書は確認しました」と、「ありました」でなくして、「確認しました」と明確に言っていただかんといけません。そんな具合に議事録書いておいて。高橋委員さんが言われたということをきちんと、確認ってことは明確でないちょっとまあできんです。

そうしますと、他に意見ありませんかいね。

遠藤委員

すみません、先程、地区の農業委員さんが説明して、その後、地元の推進委員さんが説明をということを会長の方からあったですけど、今後2名両方から説明してもらおうということですか。どちらか1名で説明すればいいと思いますけど。

議長（高西会長）

推進委員さんだけでいいか。

森中委員

3条と4、5条だけは、農業委員が主査でやるっていうことになったでしょう。それは、確認が済んだでしょう。ですから、そういった方向で、農業委員は3条、4条、5条については、地区委員が説明せんでも地区を代表して説明すれば良いじゃないですか。

遠藤委員

先ほど、地区推進委員さんとも言われたから、2名されないかんのでしょうか。1名でいいじゃないでしょうかと。

森中委員

あなたの説明を聞いたもので、私もそういったことで、地区委員が説明せんでも農業委員が主査であるというのでしたらいいじゃないかという意見です。同意見です。

議長（高西会長）

あの、推進委員さんはどう思われますかな。ここで説明されて。わたしそれなら出席するのは何だったと思われるかも知れません。

現場は、まず推進委員、まあ農業委員さんと何してもらわないといけないけど、あの農業委員の方が主査だから農業委員がすればということじゃあ、推進委員さんに対して失礼だと思うけど。事務局長、どう思う。

事務局（池口局長）

私の方は、今回新しくなって、推進委員さんの制度ができたということで、当面は出来る限り参画していただいて、意見も言っていたらと考えて、ご案内させていただいているところです。

森中委員

局長、私はねえ、巖と春日が担当ですので、地区の委員さんとこれについて話し合いをしました。話し合いしましたら、現場を見た時点で、お互いに協議してやったので、代行して報告してもらえばいいと了解を得とるわけですわ。で、春日と巖については、そういう方向でさせてもらいたいというふうに思います。

議長（高西会長）

春日の田邊さんが今日は仕事で欠席するので、代わりに森中委員にお願いするということですから、何だけどもそれは特殊な場合だ。

井田委員

3条、4条は農業委員が説明すると先ほど決まっていると言われて。

議長（高西会長）

今迄はなあ。

井田委員

今までどおりで結構じゃないですか。

議長（高西会長）

けども、今までは推進委員なんてなかったですから。ちょっと、推進委員さんのことを事務局、説明してあげて。

事務局（池口局長）

前の総会の時に諮りましたとおり、3条、4条、5条の審議事案については、農業委員さん主体でやっていただきたいということですが、地元に農業委員さんがいらっしゃらないところもございますので、そういうところは、推進委員さんの意見を聞くと法的にもそうなっているところがございます。その関係で、色々考えたのですが、会長が冒頭言われましたように、「推進委員さんが1年間に1回も来ないと言うことじゃ困るじゃないか」ということもありましたんで、当面は推進委員さんにもご案内いたしまして、農業委員会の総会とはどういうものかというのをご覧いただけたらということでご案内させていただきました。ということでご理解いただけたらと思いますがいかがでしょうか。

議長（高西会長）

そうすると、案件があった地区の推進委員さんと農業委員さんは出席してもらうけども、推進委員さんは案件のあった推進委員さんしか出られんけども、同席はしてもらうけど説明は農業委員が説明して、推進委員さんは説明はいいと、ただ、傍聴してもらっておけばええということか。それならそんな具合にきちんとして。

事務局（池口局長）

当面は、折角おいでいただきましたので、発言の機会を持っていただいたらどうかということで、事務局も考えてご案内したところです。そのうち、こなれていけば自ずとそう言ったやり取りが、農業委員さんと推進委員さんとの間にできて、スムーズに行くのじゃないかと考えております。

議長（高西会長）

ということは、しつこいようだけど、農業委員も推進委員も当分は説明してもらうっていうことだな。

事務局（池口局長）

はい。

議長（高西会長）

議事録きちんと書いといてください。

事務局（池口局長）

はい。

森中委員

局長、農業委員と推進委員は両方とも説明するの。

事務局（池口局長）

当面させていただけたらと思います。

森中委員

例えば、ほんならね。今、私が3条を説明しましたねえ。私と田邊さん両方で説明するの。

事務局（池口局長）

田邊委員さんが出席されたら、一応、田邊委員さんにも意見を聞くといった形にさせていただけたらと思います。

森中委員

何で必要ないかというねえ、現地をみてお互いに協議して両者がそこで話し合いをして納得しているのに、わたしがしてまた田邊さんがするなんてのはなあ、おかしいと思うよ。

議長（高西会長）

そんなときには・・・。

森中委員

例えば、農業委員が欠席して代わりに田邊さんがするっていうのは、当然そんなふうにして欲しい。しかし、二人が出てなあ、二人が同じ案件を二人が説明するなんてそんな話はないよ。

議長（高西会長）

いや、わたしはこう思います。二人出られて、推進委員さんが先に説明されたなら、今度は地区担当の委員さんがって、多分さっき・・・、来て、農業委員ほど言って、推進委員は何も言わんじゃ・・・。

事務局（池口局長）

議長、すみません。森中委員さんがおっしゃるのもよくわかりますが、春日・巖はですねえ、皆さんベテランの委員さんですので、話がスムーズにできたと思いますが、まだ、他のところはやり方が十分浸透していないところもございますので、事務局としては、安全のため、当面の間は両者出ていただいて、意思疎通を図っていただきたいというのが主な狙いでございますのでご理解いただきたいと思います。

森中委員

そういうところはそれでええけども、巖と春日は二人にそういう話をして、事前に協議して、まあ、田邊君その前に言ったようだけど、「以後、そんなふうにした方が良い」と話し合いをして、そんなふうには春日・巖については、仲本委員にもそんな話で・・・、そうさせていただきたい。

議長（高西会長）

あの、春日地区ほどというのはいけません、それは。春日はそうして他はっていうのはいけません。

角委員

色々意見がありますけども、やっぱり、基本は農業委員が主に説明してですね、補足を推進委員がするというので、推進委員さんにはそういうことで納得してもらうべきだと思いますが。押し付けあってもいけませんし。やっぱり、主は農業委員がして、私の場合は大篠津で詳しくないけど一応説明させてもらって、補足を本池さんにしてもらおうと。ということで、基本は農業委員が言うのだと。それで、皆さんが審議されている中で、何か不足があれば応援してもらおうというぐらいにした方がいいと思う。ですから、今の森中さんの意見もやっぱり、全部通した方がいいんじゃないかと思いますが、あの、両方が同じような説明をして時間取っても全く無駄だと思います。

（小林委員さんの意見を聞いてはと声あり）

議長（高西会長）

推進委員さんはどうですか。

足立委員

推進委員さんも一言言われたら。

小林推進委員

私、こういうことがあるかも知れないと思って、初めての会議で経験のために出させてもらったのです。やあ、今の事でどうしたらよいかなということになると、地区の推進委員と農業委員でお互いに意見を一致させてこの会議に出すということだと思いますけど。それでいいじゃないですか。

足立委員

当面は、新人が多いですから、しかもやり方が変わってきたわけですから、当面は、例えば半年なら半年、1年なら1年という期間でやってみましょうよ。

小林推進委員

お互い、地区の農業委員さんと推進委員さんで確認するということだと思いますけど。

伊塚委員

やっぱり、同じ地区に二人おられてね、市内なんかで佐々木委員さんとか全然別個な方からという案件もあると思うし、淀江なんかも高西会長さんだけですし、やっぱり補助で出てもらっても何ら悪いわけでない。補助ですから全部言わんでも一人が説明して、「補助の人ありますか」って一言声かけてもらって。地区が違うところまで細かくまでできないですし、確認をきちっとできるかというところもできるかも知れませんが、小林委員と私は同じ地区だったからいいのですが、全然、陰田や口陰田の方のあんなところのやつ、わからんところもあるわけですから。

議長（高西会長）

あの、農業委員さんが説明をされて、そうして、推進委員さんも関係する地区から出席されるので、推進委員さんがそれについて補足があれば……。 「今、説明されたそのとおりです」の一言も大事だと思います。ただ、その中で春日地区は、「うちはいいです」っていうことは、わたしはいけんと思います。言うなら全部です。それなら、今後はそのようにさせていただきますが、いいですかいね。

（はいの声あり）

議長（高西会長）

はい、ありがとうございます。事務局、ちゃんといい具合にしといてください。

そうしますと、5条の件、他にありませんか。なかったら、承認されます方は挙手をお願いします。ありがとうございました。承認と決定いたします。

次にですねえ、7ページの議案第3号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池口局長）

議長、農林課長が参っておりますので、先に説明を。

高橋農林課長

少し時間をいただいてよろしいでしょうか。農林課長の高橋でございます。3号、4号に入ります前に、今日初めての総会ということで、一言ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、3年間農林課の事業も含めまして、色々とお世話になるかと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

米子市におきましては、荒廃農地の問題ですとか担い手の問題ですとか様々な問題がございますけれども、農業委員の皆様のを借りないといけないところが多分がございますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。それと3号、4号の審議事項があるわけですけど、米

子市の農用地利用集積計画の決定、農用地利用配分計画の意見等につきましては、ほぼ毎月案件がございます。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

議長（高西会長）

そうしますと。

事務局（河野主幹）

説明させてもらっていいでしょうか。では、説明します。

10ページを開いていただきまして、転貸を除く利用権設定各筆について説明いたします。

10ページの表がございます。これは、個人対個人で農地を貸し借りをするもので、左側の利用権の設定を受ける者が耕作者で、右側の利用権を設定する者が地権者です。契約期間が満了したら、更新しない限り農地は地権者に戻ります。

表の中央に農地の状況を記載していますが、所在、面積等が書いてございます。

その右側のほうに設定する利用権とは、今回は使用貸借しかございませんが、使用貸借は賃料が0円です。無料での貸し借りです。今回ございませんが、賃貸借になりますと賃借料、支払い方法のところにそれぞれ条件が入ります。表の説明は以上です。

それでは、10ページ番号8-1から番号8-3を説明します。これは、いずれも再設定です。再設定とは、以前期限が切れるまで契約しておられて、今回また再契約するという意味です。全く新たな場合は新規設定と申しますが、今回3件とも再設定と言うこととございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますかいね。

事務局（宅和局長補佐）

補足いたします。利用権設定各筆明細の表の中で、利用権設定を受ける者の名前の下に、例えば8-1については「再設定474アール」

と表示しております。これは、この利用権設定をした場合、耕作面積がこの方は何アールになるのかを表示しております。8-3については、再設定をした場合は162アールの耕作面積になりますといことになります、合計で。失礼いたしました。

議長（高西会長）

何か、ありませんかいね。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、12ページ利用権設定各筆明細について、番号8-1から13ページ番号8-9まで一括して審議いたします。

そういたしますと、事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。表については、先ほど説明した表とほぼ変わっておりません。

まず先に説明させていただきます。鳥取県農業農村担い手育成機構が、農地を貸したい地権者から、「米子市農用地利用集積計画」によって農地を借り受けて利用権を設定し、中間管理権を取得することです。それについての表になっておりますので、左側が全て担い手育成機構になっております。利用権を設定する者は地権者です。その右側の方は変わりがございません。

そして、12ページ番号8-1から13ページ番号8-9まで、番号欄括弧内にABCのアルファベットが記載されています。これについてご説明いたしますと、Aは地権者の意向によるものです。Bは相対の契約から中間管理事業への切替をするものです。Cは合理化事業から中間管理事業への切替です。これは、平成26年に制度が変わったためです。今回ありませんが、Dは期間満了による更新ということですが、今回はありません。各ページの上から2行目のところですけど、ABCDと書いてございまして、それぞれの件数の集計を記載しております。

そして、番号8-1から番号8-9まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

事務局からの説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がございますか。

小西委員

質問です。賃借料は月ですか年ですか。

事務局（河野主幹）

年です。すみません、説明が足りませんでした。

議長（高西会長）

今度から賃料のところに括弧して年って書いておいてください。

事務局（池口局長）

はい、わかりました。

議長（高西会長）

他にありませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、16ページ所有権移転各筆明細について、番号8-1を審議します。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

16 ページ番号 8-1 は畑です。鳥取県が所有する農地を、鳥取県農業農村担い手育成機構が一旦買い上げ、現在この農地を借りている耕作者に売り渡す予定です。土地の事とか所有権移転の内容とかですが、ここに記載されているとおりでございます。以上でございますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思えます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

次に、17 ページ、議案第 4 号をお願いいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成し意見を求められた、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、18 ページ番号 1 から番号 3 について、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

議案第 3 号で承認された農用地利用集積計画により機構が借り受けた農用地を、担い手の希望等によって転貸するものです。

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

18 ページ番号 1 は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号 2 は、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものです。

番号 3 は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号 1 から番号 3 までの選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

事務局説明が済みましたが、ご意見、ご質問等がございますか。いね。どんな小さいことでも結構ですけど。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

続いて番号4について審議しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、この案件の当事者である富ますシルクファーム役員の田中委員さんの退席を求めます。

(田中委員退席)

議長（高西会長）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

それでは、耕作者選定理由を説明します。

18ページ番号4の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。以上ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

これは、……。4番のな。はい。何かご意見、ご質問等がございますかいね。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

ちょっと、事務局。1番から3番はどうなりますか。

事務局（池口局長）

先ほど終わりました。

議長（高西会長）

続いて、19ページ番号5から7までを一括審議します。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

19ページ番号5から番号7は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

最初に説明しなければいけなかったのですが、一件忘れておりました、権利の設定を受ける者の名前の下に鍵括弧内に240アールとか176アールとかを記載しておりますが、配分後の耕作面積となります。今回、承認いただきまして、真ん中辺りにある面積を配分された後の耕作面積になります。番号5から番号7までの選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありませんかいね。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局より説明させます。

事務局（宅和局長補佐）

22ページ（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について説明します。

市街化区域内の農地につきましては、農業委員会に届出をすることによって農地転用することができます。

農地法第4条の転用届出とは、地権者が自ら市街化区域内の農地を転用しようとする場合に届出るものです。

この度は、10番・11番の2件を受理しております。議案では、左から番号、土地の所在、登記地目・転用面積、転用面積、申請人、受理年月日の順に記載しております。

続きまして、23ページ（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について説明します。

農地法第5条の転用届出とは、市街化区域内の農地について、地権者から第三者へ売買等の権利移転や貸し借り等の権利設定を伴う農地転用をしようとする場合に届出るものです。

この度は、23番から25番の3件を受理しております。議案では、左から番号、土地の所在、登記地目・転用面積、転用目的、譲受人、

譲渡人、受理年月日、備考欄に権利の内容という順に記載しております。

続きまして、24ページ(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明します。

農地法第18条第6項の規定による通知とは、農地の賃貸借について、貸し借りの当事者から合意により貸し借りを解約した場合に農業委員委員会に届出る通知です。

この度は、44番の1件を受理しております。議案では、左から番号、土地の所在、登記地目・登記面積、借借人、賃貸人、土地引渡日、受理年月日の順に記載しております。

続きまして、25ページ(4)非農地現況証明について説明します。

非農地証明については、20年以上、非農地状態で経過している土地について、地権者からの願いによって、農業委員会が現地確認して農地ではないと証明するものです。この証明書は、地権者が法務局で土地の地目変更を申請をする際に必要となるものです。

この度は、19番から22番の4件を証明しております。議案では、左から番号、土地の所在、登記地目・登記面積、申請人、備考欄に何時からどのような状態になっているのかということに記載しております。

続きまして、26ページから28ページ(5)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について説明します。

これは、鳥取地方法務局米子支局から、地目変更登記申請があったものについて、農業委員会に転用許可の年月日等を確認するために照会され、それに対し回答しているものです。この度は3件を回答し、回答書の写しを載せております。

続きまして、29ページから30ページ(6)農地転用現況確認書交付について説明します。

農地転用現況確認書とは、農地転用許可手続きを取った農地について、地権者が法務局に地目変更登記の申請をする際に必要な農地の現況を農業委員会が証明するものです。

この度は、15番から25番の11件を証明しております。議案では、左から番号、土地の所在、登記地目・登記面積、申請人、確認年月日、許可日・転用目的、備考という順に記載しております。事務局からの報告は以上です。

議長（高西会長）

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

事務局（宅和局長補佐）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（高西会長）

これを持ちまして、第1回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後4時14分